

令和 6 年 1 0 月
ワークショップ
地球温暖化対策実行計画（ひな型）

●●市町村地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）

令和●年●月●日
●●市町村

目 次

第1章	区域施策編策定の背景・基本的事項	●
第2章	区域施策編の計画期間・推進体制	●
第3章	地域特性	●
第4章	温室効果ガス排出量の推計	●
第5章	温室効果ガス排出削減目標	●
第6章	温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	●
第7章	地域脱炭素化促進事業に関する内容	●
第8章	区域施策編の実施及び進捗管理	●

第1章 区域施策編策定の背景・基本的事項

1. 基本的事項

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定するものです。

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源 CO2 及び非エネルギー起源 CO2 のうち一般廃棄物とします。

(3) 算定対象分野

本計画で対象とする温室効果ガスは、産業部門（第二次産業（製造業、検査行、鉱業、農林水産業等）の活動等、業務部門（第三次産業（オフィスビル、デパート、学校、病院等）の活動等、家庭部門（家庭における電気、ガス、灯油の使用（自家用車の排出量は運輸部門、家庭ごみの処理による排出量は廃棄物部門で算定））、運輸部門（自動車（貨物及び旅客）の使用等、廃棄物部門（一般廃棄物の焼却処分の処理等））とします。

2. 区域施策編策定の背景

(1) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 第 6 次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021 年 10 月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030 年、そして 2050 年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050 年カーボンニュートラルと 2030 年度 46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

表▲ 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	部門別	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

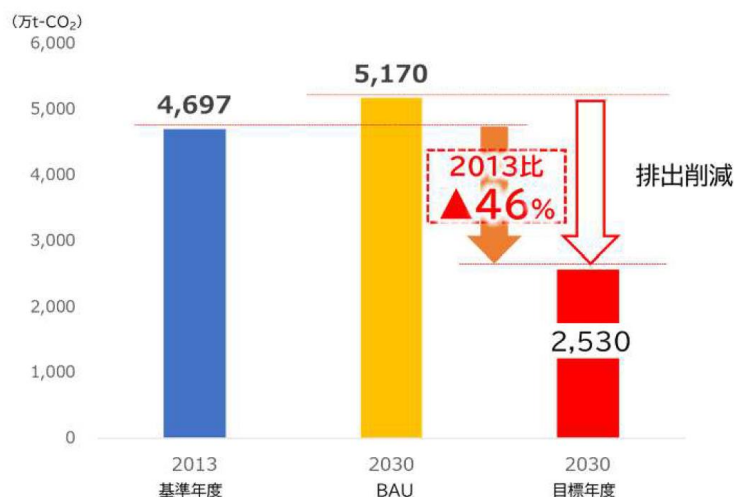
<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

追加課題① 都道府県の動向を把握する

貴市町村が属する都道府県における、「基準年度の排出量」、「目標年度の排出量」等の情報を検索し、下記に掲載してください。

(4) 地球温暖化対策を巡る●●県の動向

●●県では、●●県環境基本指針（2021～2030 年度）を●●年●月に策定し、2050 年までに●●県内の CO2 排出量を実質ゼロとする最終目標を掲げ、中間目標として、2030 年度までに県内の温室効果ガス排出量の●●%削減を目指すこととしています。



出典：●●県「環境基本指針」

<<https://www.●●.>>

図▲ (例) ●●県環境基本計画における 2030 年度の部門別削減目標

表▲ (例) ●●県環境基本計画における 2030 年度の部門別削減目標

		2013年度 (基準年度)	2030年度(目標年度)						
			BAU	需要側対策 による削減 見込量	供給側対策 による削減 見込量	削減見込量 計	対策後 排出見込量	2013年度比 削減量	2013年度比 削減率
		A	B	C	D	E(C+D)	F(B-E)	G(A-F)	H(G/A)
二酸化炭素	産業部門	998	1,144	262	361	623	521	477	47.8%
	業務その他部門	1,022	1,075	186	435	621	454	568	55.6%
	家庭部門	1,116	1,244	202	525	727	517	599	53.7%
	運輸部門	966	981	295	25	320	661	305	31.6%
	廃棄物※1	116	116	51		51	65	51	44.0%
	工業プロセス	251	216	3		3	213	38	15.1%
その他温室効果ガス※2		228	394	295		295	99	129	56.6%
合計		4,697	5,170	1,294	1,346	2,640	2,530	2,167	46.1%

※1) 廃棄物にはCH₄及びN₂Oを含みます。 ※2) その他温室効果ガスには吸収源対策を含みます。

出典：●●県「環境基本指針」

<<https://www.●●.>>

(5) ●●市町村における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針

●●市町村においては、これまでも、地域特性を活かした●●等の取組を行ってきましたが、近年の国際的な動向や国内の動向を踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

その際、住民や地域の事業者とも連携の上、●●のような方針で、●●市町村が抱える●●等の課題への対応と一体となって、●●等の地球温暖化対策に取り組んでいくこととします。

事前課題① 貴市町村における既存の取組を整理する

「エネルギー供給」、「エネルギー需要」、「需要・供給の複合」、「非エネ」、「土地利用・吸収源」、「横断的施策」といった視点から、貴市町村が実施している取組に関する情報を収集・整理してください。

複数の分野に関係するような取り組みについては、最も関連が深いと考えられる分野に記載してください。

以下（黄色セルの箇所）に記入してください。

■エネルギー供給

自治体の取り組み内容
(例)
● 再エネの余剰ポテンシャルを有する地域と連携した電力の供給。
● 非常時には地域内の再エネなどから自立的に電力を供給するシステムの構築。
● 太陽光発電や太陽熱利用のポテンシャル見える化(ソーラーマッピング)。
● 地域資源のエネルギー利用を目的とした木質バイオマス設備の導入補助。
● 海洋温度差発電設備の導入。

※必要に応じて、行は追加してください。

■エネルギー需要

自治体の取り組み内容
(例) ● 建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用。 ● 新築住宅の ZEH 化・ZEH-M 化の推進を目的とした補助事業。 ● 新築建築物の ZEB 化の推進を目的とした補助事業。 ● 公共建築物・民間建築物における木造・木質化。 ● 地場木材の利用促進に向けた認証制度。

※必要に応じて、行は追加してください。

■需要・供給の複合

自治体の取り組み内容
(例) ● エネルギーの面的利用システムの構築支援。 ● エコで災害に強いまちづくりに資する、自律分散型エネルギーシステムや地域マイクログリッドの構築に向けた補助事業への申請。 ● スマートハウスが集まる住宅団地の開発やエネルギーを効率的に利用する仕組み(VPP)の構築に向けた実証実験の実施。 ● 地域経済の活性化に向けた、地域新電力への民間企業との共同出資。 ● 一定量の需要をまとめることで再エネ電力の購入促進を目的とした、近隣都市と連携した「再エネグループ購入促進モデル事業」。

※必要に応じて、行は追加してください。

■非エネ

自治体の取り組み内容
(例) ● 適正施肥や環境保全型農業の推進を目的とした土壌診断や施肥基準の公表。 ● リサイクル製品認定制度等による混合セメントの利用拡大、建築物の環境性能評価制度等への混合セメントの組み込み、混合セメントの普及拡大に資する基盤整備。 ● 水田から出る温室効果ガス(メタン)の排出削減に資する環境保全型農業の推進に向けた補助事業。 ● フロン排出抑制法の普及促進及び事業者への情報提供。 ● ノンフロン・低 GWP(地球温暖化係数)型指定製品の普及促進及び消費者への情報提供。

※必要に応じて、行は追加してください。

■土地利用・吸収源

自治体の取り組み内容
(例) ● 森林・林業基本法(森林・林業基本計画)及び地球温暖化対策推進法等の基本理念にのっとり森林及び林業に関する取組。 ● バイオマスを含めた森林資源の管理や農地の適切な保全。 ● 自然との共生、里山づくり、生物多様性の確保による自然環境保護の体制の整備。

※必要に応じて、行は追加してください。

■横断的施策

自治体の取り組み内容
(例) ● 温室効果ガス削減シナリオの作成や、削減目標・脱プラスチック等に係る条例の見直し。 ● 区域施策編改訂時に 2050 年温室効果ガス実質排出ゼロを盛り込んだ計画への改訂。 ● 連携中枢都市圏による区域施策編の策定 ● 条例に基づく「地域環境権」活用のための支援施策。 ● 脱炭素化都市の身近な取組の具体像を示すモデル地区を創設し、CO2 削減、適応策、資源循環、生態系の保全など、脱炭素化を始めとする先進的な取組の集中的な実施。

※必要に応じて、行は追加してください。

追加課題② 貴市町村の地域課題を把握する

自治体で抱えている地域課題について検討し、以下（黄色セルの箇所）に記入してください。参考例等も参照の上、複数列挙してください。

地域の課題	内容
(参考例) ・農地の獣害被害の増加 ・少子高齢化、若者の地域外流出による労働人口の減少 ・企業経営者の後継者不足 ・地域コミュニティの弱体化 ・空き家の増加に伴う防犯面の懸念増、景観の悪化 ・公共工事の減少による雇用機会の縮減 ・観光施設等の老朽化による観光者の減少 ・公共交通機関の減便による移動手段の制限 ・災害発生時のライフラインの寸断 ・森林荒廃に伴う土砂災害の増加	⇒イノシシ等による被害の相談件数(苦情)が増加傾向 ⇒●●市町村統計書において統計就業人口数が減少傾向 ⇒黒字企業含めた企業の倒産件数が増加傾向 ⇒地域のイベント開催数、規模等が縮小傾向 ⇒●●市町村統計書において空き家軒数が増加傾向 ⇒財源不足による公共工事の発注件数、発注金額(総額)が減少 ⇒●●の観光施設(宿泊施設)は築●年で老朽化が目立ち、●●市町村統計書において観光者数が減少傾向 ⇒路線バスの●●区間が、令和●年に廃線(企業の撤退) ⇒令和●年豪雨で停電が発生し、復旧に時間がかかった。 ⇒土砂災害の被害件数が増加傾向。●●市町村統計書において、森林整備面積が減少傾向

※必要に応じて、行は追加してください。

地球温暖化等に関する課題「以外」で構いません。

また、一つに絞る必要はありません。

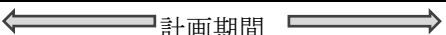
第2章 区域施策編の計画期間・推進体制

1. 計画期間

●●市町村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年度、目標年度、計画期間について、2013 年度を基準年度とし、2030 年度を目標年度とします。

また、計画期間は、策定年度である 2022 年度の翌年である 2023 年度からの 8 年間とします。

表▲ ●●市町村における基準年度、目標年度及び計画期間

平成 25	...	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	...	令和 12
2013	...	2020	2021	2022	2023	2024	...	2030
基準年度	...	現状年度 ※		策定年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			目標年度
								

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

2. 推進体制

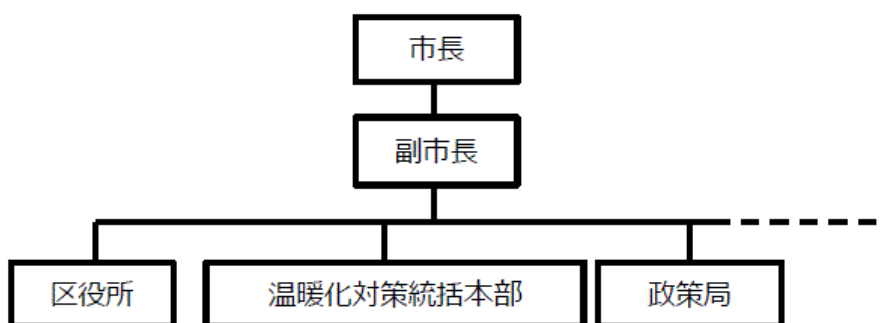
●●市町村では、区域施策編の推進体制として、首長をトップとし、全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築・運営します。

さらに、地域の脱炭素化を担当する部局・職員における知見・ノウハウの蓄積や、庁外部署との連携や地域とのネットワーク構築等も重要であり、庁外体制の構築についても検討を進めます。

具体的な体制は下図のとおりとなります。

表▲ ●●市町村における区域施策編の推進体制（役割）

	部署名・役職名	役割	備考
本部長	町長	全体統括	事務局（〇〇課）と綿密に調整
事務局	〇〇課	事務全般	本部長指示のもと庁内を統括
	△△課	××部門担当	
	△△課	××部門担当	
...	...	...	...



図▲ ●●市町村における区域施策編の推進体制

【参考資料】

区域施策編策定・改定時のポイント①

第3章 地域特性

以下に示す●●市町村の自然的・社会的条件を踏まえ、区域施策編に位置づけるべき施策の整理を行います。また、他の関係行政施策との整合を図りながら、地球温暖化対策に取り組むこととします。

事前課題② 貴市町村の特徴を把握する

貴市町村の「地域の特徴」（産業構造や土地利用の状況等）について情報を収集し、整理してください。

1 地域の特徴

（1）地域の概要

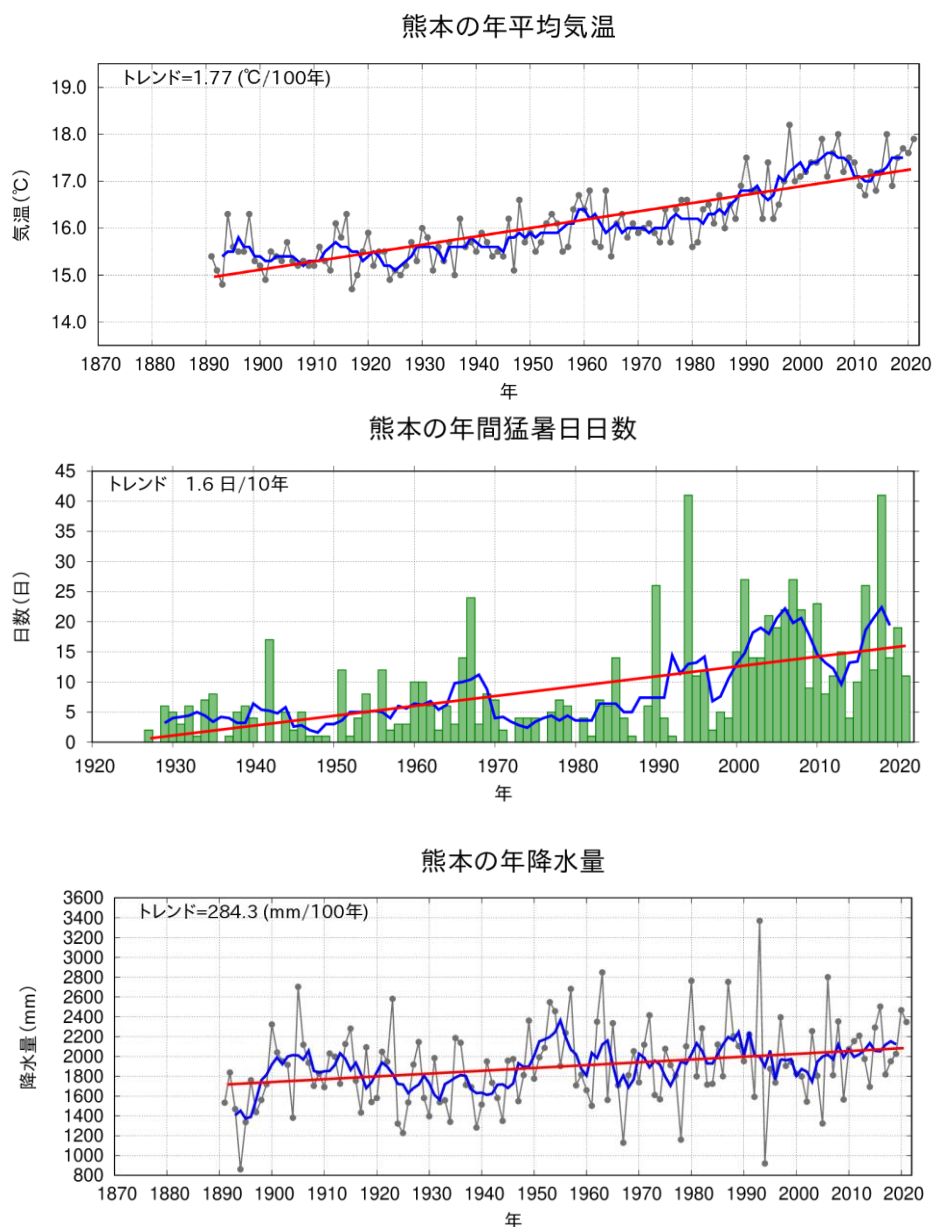
●市町村は、（地域の成り立ち、位置、面積など）となっています。



図▲ ●●市町村の地勢

(2) 気候概況

- 市町村周辺の気候は、●●（山間部、海沿い、平野部など土地条件を踏まえた特色等（日照時間、降雪量、寒暖差など）を記載）であり、また、長期間の気象観測データがある●●
- 気象観測所の年平均気温の推移をみると、●●という傾向が現れています。



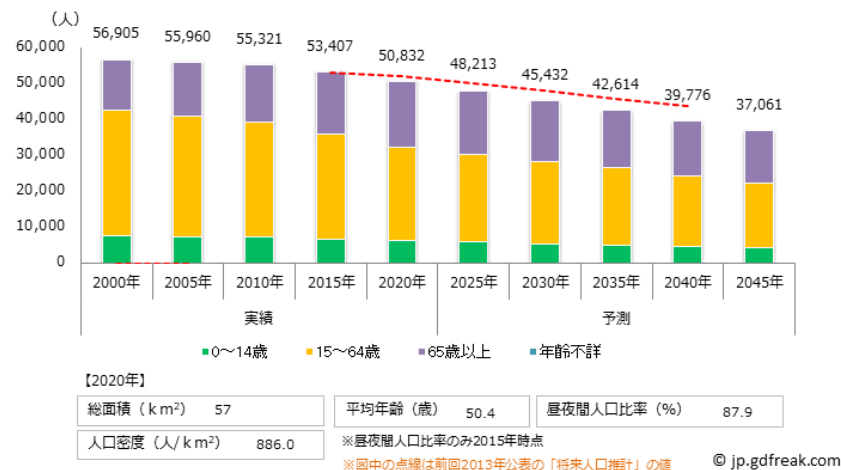
出典：●●気象台ホームページ
<<https://www.●●>>

図▲ ●●市町村の気象状況

(3) 人口と世帯数

●●市町村の人口は、国勢調査によると●●傾向にあり、●年●月時点の人口は●人、世帯数は●世帯、年齢別では●●のような特徴がみられます。

荒尾市の人口推移

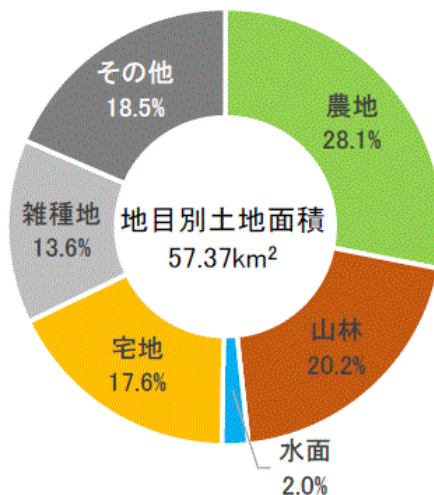


出典：●
<<https://●>>

図▲ ●●市町村の人口の推移

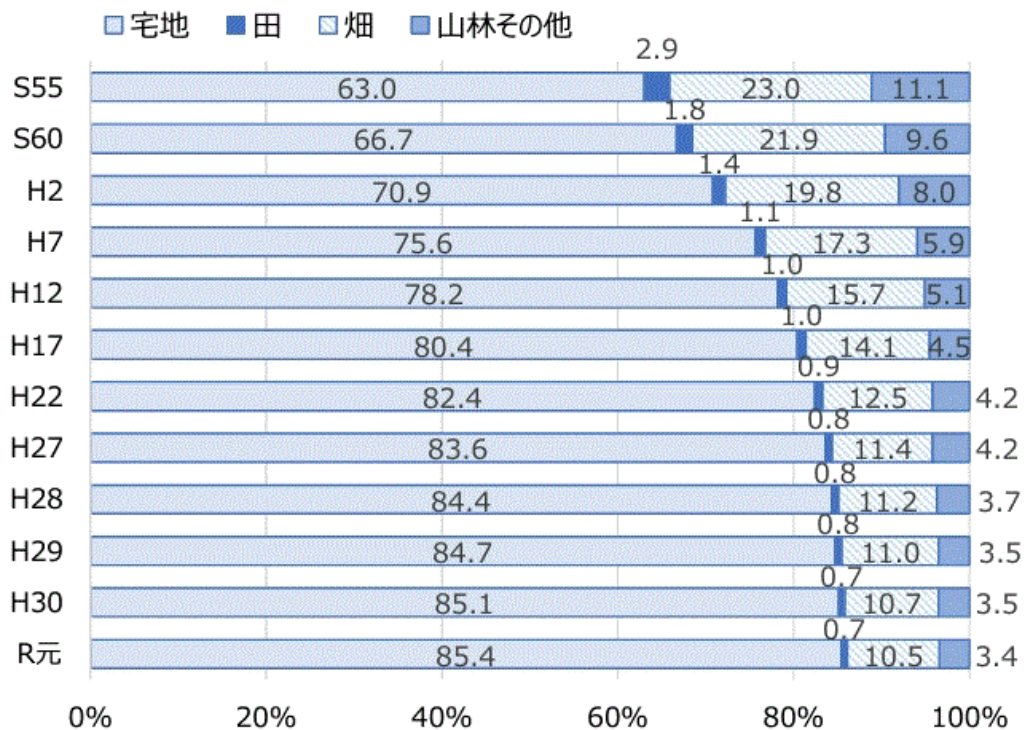
(4) 土地利用

●●市町村の土地利用は、宅地が全体の●●%を占め、次いで田畑が●●%、山林が●●%となっています。近年は、人口減少により耕作放棄地が増加傾向にあります。



出典：●●
<<https://●●>>

図▲ ●●市町村の地目別土地利用面積の構成比



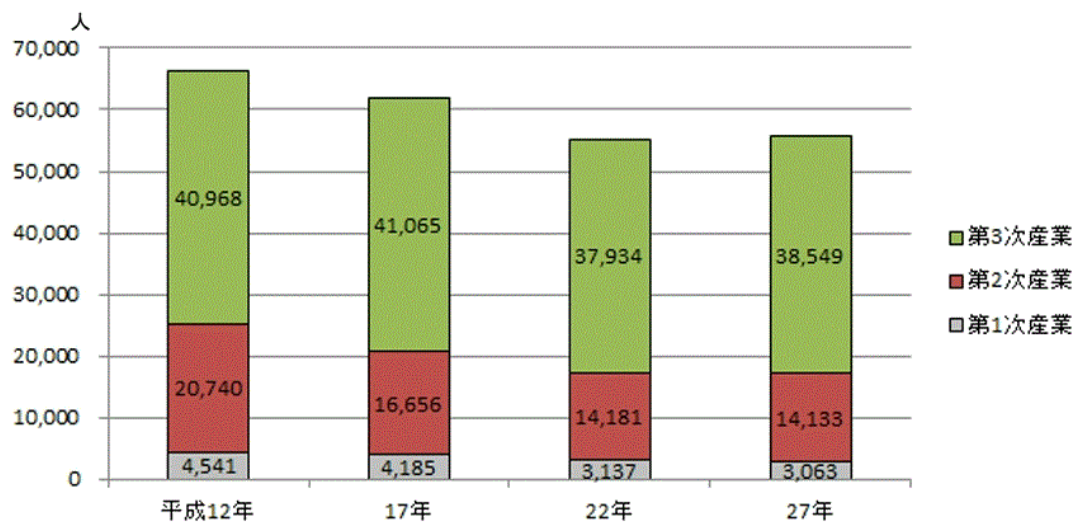
出典：●●
<<https://●●>>

図▲ ●●市町村の地目別土地利用面積の構成比の推移

(5) 産業

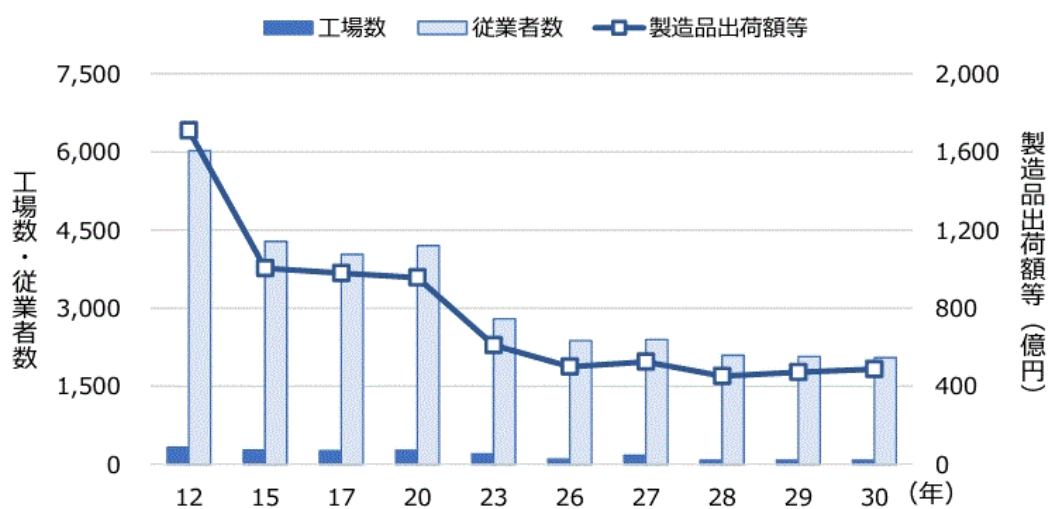
●●市町村の就業人口について、第●次産業の占める割合が多くなっています。

工場数・従業者数・製造品出荷額等の推移では●●傾向にあります。



出典：●
<<https://●>>

図▲ ●●市町村の産業別人口の推移



出典：●
<<https://●>>

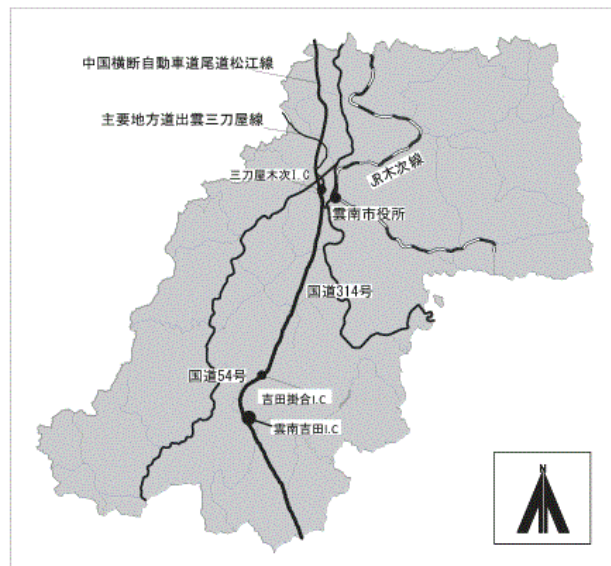
図▲ ●●市町村の工場数・従業者数・製造品出荷額等の推移

（６）交通

●●市町村には、●と●を結ぶ国道●号が、本市町村を南北に貫き、重要な幹線道路となっています。

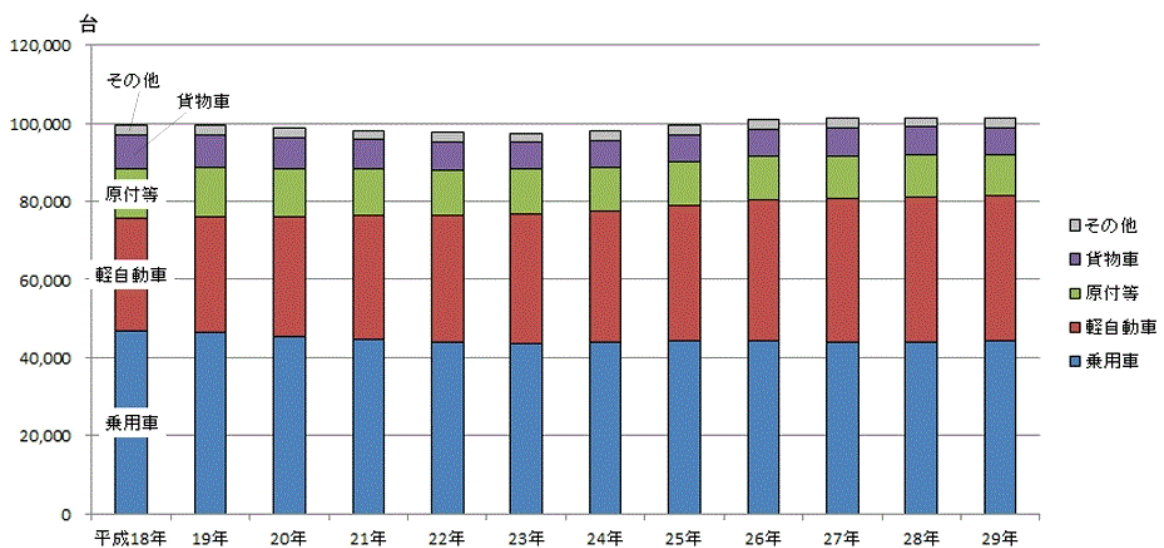
●●市町村には、公共交通機関として JR 線とバス交通があり、JR●線は●駅と●駅を結び、通勤通学に利用されています。また、バス交通については、●線があり、●と●を結ぶ重要な交通手段となっています。

自動車登録台数の推移は、●年度よりも●%増加しており、1 世帯あたりの平均所有台数は●台となっています。



出典：●
<<https://●>>

図▲ ●●市町村の交通網図

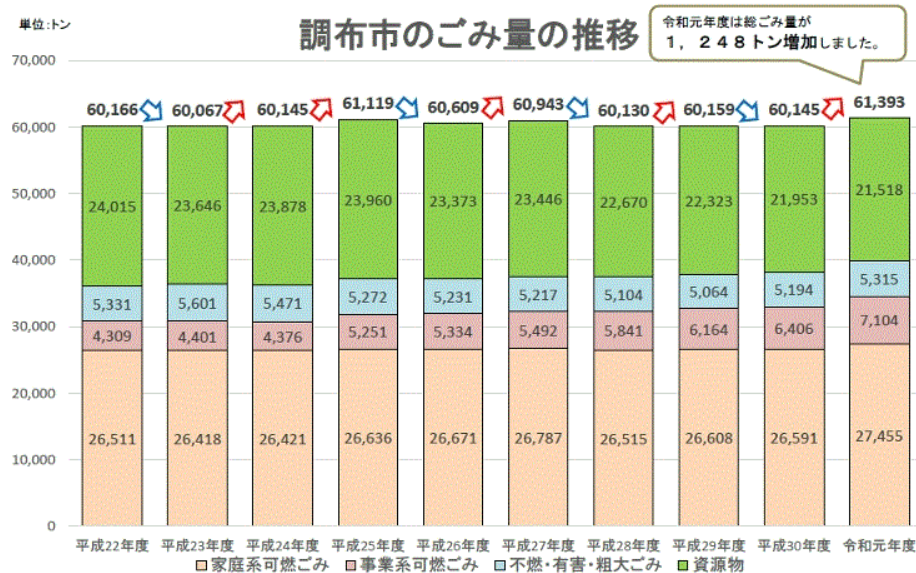


出典：●
<<https://●>>

図▲ ●●市町村の自動車登録台数の推移

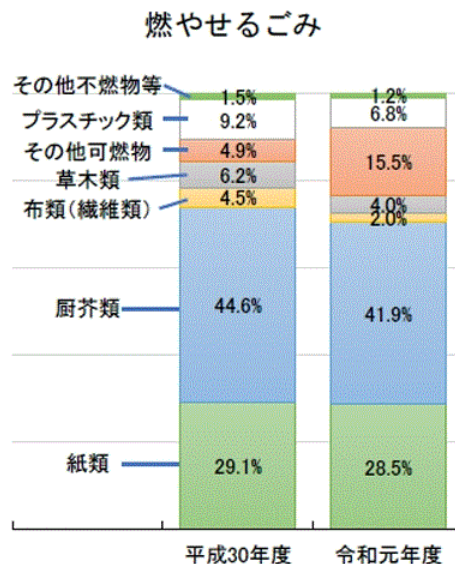
（７）廃棄物

●●市町村の●年度に排出された総ごみ量は●トンで、近年横ばいの状況となっています。家庭系ごみ原単位（市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量）は減少傾向でしたが、●年度●g から●年度●g にかけては約●%増加に転じています。



出典：●
<<https://●>>

図▲ ●●市町村のごみ排出量の推移



※汚れの落ちない「容器包装プラスチック」について、平成31（2019）年4月から分別区分を「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」に変更。

図▲ ●●市町村のごみ排出量の推移

第4章 温室効果ガス排出量の推計

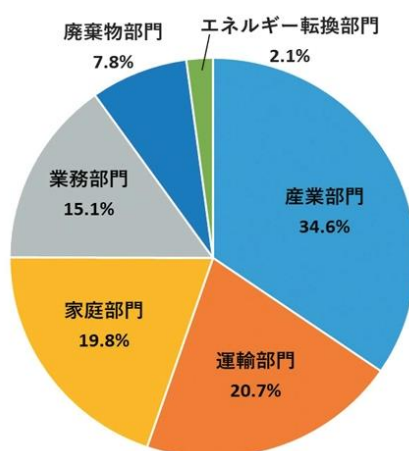
1. ●●県の温室効果ガス排出量

追加課題① 都道府県の動向を把握する

貴市町村が属する都道府県における、「最新年度の排出量」（貴市町村の最新年度と年度を併せてください）を検索し、下記の図表を差し替えてください。

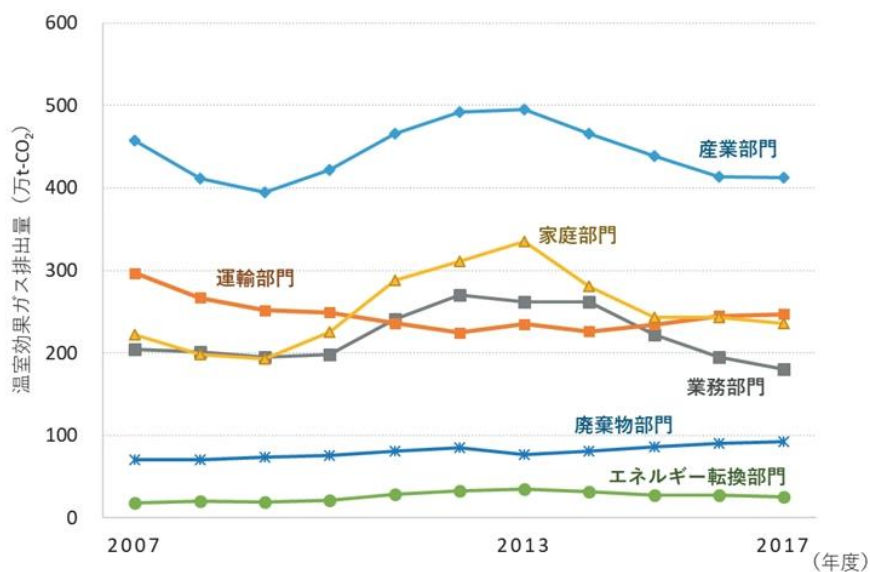
●●県における温室効果ガス排出量（2017 年度）の構成は、産業部門が3割以上を占め、次いで運輸、家庭、業務部門となっています（図▲）。

各部門の温室効果ガス排出量の推移は図▲のとおりです。



出典：●
<<https://●●>>

図▲ ●●県の温室効果ガス排出量（2017 年度）の構成



出典：●
<<https://●●>>

図▲ ●●県の部門別排出量の推移

2. ●●市町村の温室効果ガスの現況推計

事前課題③ 貴市町村の CO2 排出量の傾向を把握する

「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」の「自治体排出量カルテ」をダウンロードし、貴市町村の排出量について、下記の図表を差し替えてください。

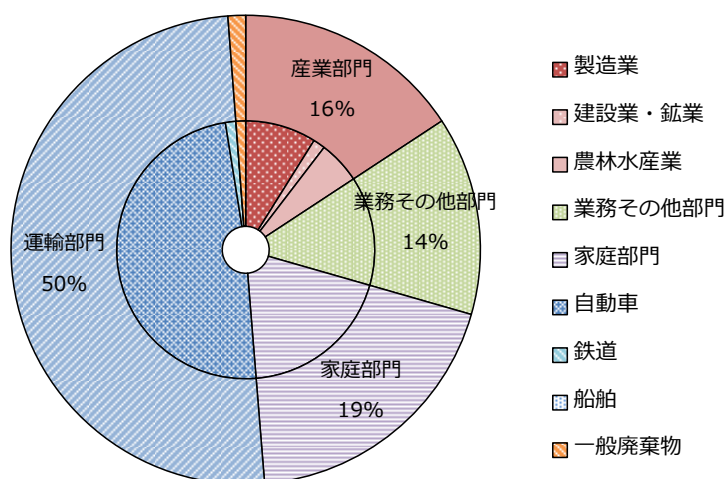
また、排出量が多い部門、その経年変化の傾向等を把握し、以下（黄色セルの箇所）に記入してください。

（1）最新年度の温室効果ガスの推計結果

●●市町村では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行いました。

現況推計結果は以下のとおりです。

●●市町村では、●●部門からの排出量が●%で最も多く、次いで●●部門からの排出量が●%、●●部門からの排出量が●%の順で多かったです。



出典：環境省「【データ】自治体排出量カルテ（2022年9月）」
<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual4.html#carte>

図▲ ●●市町村における部門別排出量（排出量カルテに基づく）

表▲ ●●市町村における部門別排出量（排出量カルテに基づく）

部門	令和元年度 排出量 (千t-CO ₂)	構成比
合 計	22	100%
産業部門	3	16%
製造業	2	9%
建設業・鉱業	0	2%
農林水産業	1	5%
業務その他部門	3	14%
家庭部門	4	19%
運輸部門	11	50%
自動車	10	49%
旅客	5	22%
貨物	6	27%
鉄道	0	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	0	1%

出典：環境省「【データ】自治体排出量カルテ（2022年9月）」

<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual4.html#carte>

事前課題③（続き） 貴市町村の CO2 排出量の傾向を把握する

ダウンロードした「自治体排出量カルテ」に基づき、貴市町村の排出量について排出量が多い部門、その経年変化の傾向等を把握し、以下（黄色セルの箇所）に記入してください。

自治体名	直近(2021 年度)の地域の CO2 排出量
(記入例)●●市	●● 千 t-CO ₂

順位	部門	部門別排出量 (直近:2021 年度)	平成 25 年度(2013 年度)以降 の排出量の増減傾向
(記入例)	運輸部門(旅客) 等	●● 千 t-CO ₂	横ばい傾向、現象傾向 等
第 1 位			
第 2 位			
第 3 位			

事前課題③（続き） 貴市町村の CO2 排出量の傾向を把握する

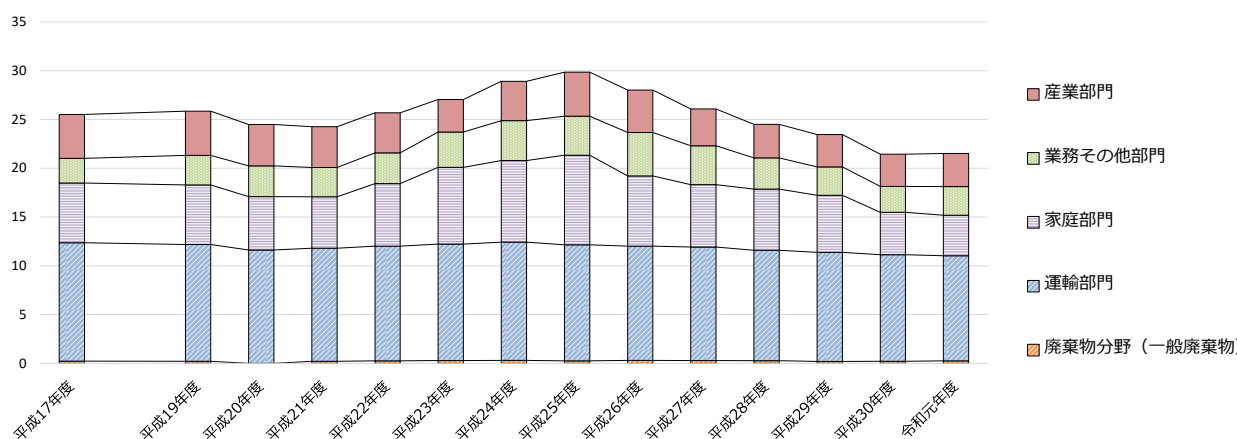
「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」の「自治体排出量カルテ」をダウンロードし、貴市町村の排出量について、下記の図表を差し替えてください。

（２）温室効果ガスの推計結果

１）概要

●●の経年変化は以下のとおりです。

・▲年度の●●市の温室効果ガスは、基準年度（2013 年度）に比べて▲%減少しています。



出典：環境省「【データ】自治体排出量カルテ（2022 年 9 月）」

<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual4.html#carte>

図▲ ●●市町村における部門別排出量の推移（排出量カルテに基づく）

表▲ ●●市町村における部門別排出量の推移（排出量カルテに基づく）

部門・分野		平成17年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	排出量
		(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)	(千t-CO ₂)
合 計		515	506	504	444	420	440	487	467	460	449	444	445	421	418	378
産業部門		209	210	199	177	157	151	170	164	152	158	163	168	150	160	140
	製造業	165	172	167	146	129	123	141	139	127	132	136	143	127	137	113
	建設業・鉱業	8	7	6	4	4	6	7	6	6	6	6	6	5	5	5
	農林水産業	35	30	26	26	24	22	22	20	19	20	21	19	18	18	23
	業務その他部門	76	76	89	67	60	76	95	88	89	86	74	74	74	67	58
家庭部門		95	93	94	80	79	94	104	101	106	97	97	94	86	86	80
運輸部門		136	127	122	120	124	118	118	115	113	109	111	110	110	105	100
運輸部門	自動車	79	76	73	72	72	70	70	69	67	66	67	67	66	62	60
	旅客	45	43	41	41	41	40	40	38	36	35	35	34	33	32	28
	貨物	34	34	32	31	31	30	30	31	30	30	33	33	33	30	32
	鉄道	2	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
廃棄物分野（一般廃棄物）	船舶	54	48	47	46	49	45	45	43	43	41	41	40	42	41	38
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

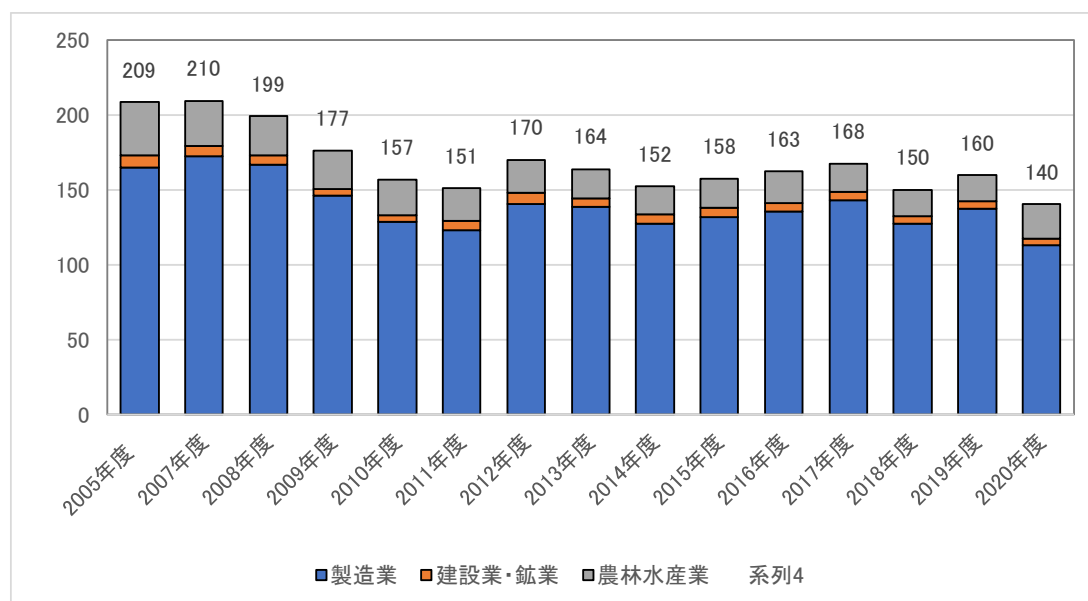
出典：環境省「【データ】自治体排出量カルテ（2022 年 9 月）」

<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual4.html#carte>

2) 部門別の傾向

①産業部門

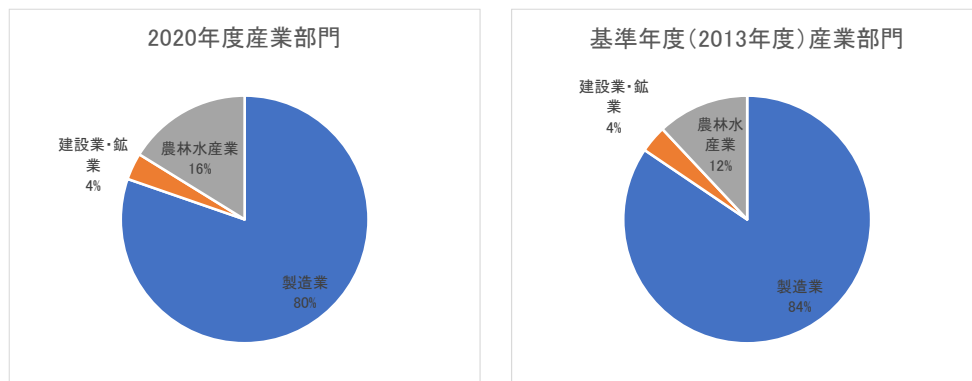
- ・産業部門の二酸化炭素は、製造業、建設・鉱業、農林水産業からのものとなっています。
- ・▲年度の産業部門は、基準年度（2013年度）に比べて▲%減少しています。
- ・産業部門のうち、製造業は基準年度（2013年度）に比べて▲%減少、建設・鉱業は基準年度（2013年度）に比べて▲%減少、農林水産業は基準年度（2013年度）に比べて▲%減少しています。
- ・いずれの年度も製造業が占める割合が最も多く、▲年度では製造業の占める割合が●%であり、基準年度（2013年度）と比較して、産業部門の構成割合は大きく変化していない、製造業の占める割合が増加、減少しました。
- ・製造業の排出量と製造品出荷額の推移と比較すると、製造業の排出量は基準年度（2013年度）に比べて▲%増加・減少した一方で、製造品出荷額は基準年度（2013年度）に比べて▲%増加・減少していました。
- ・建設・鉱業の排出量と従業員数の推移と比較すると、・・・
- ・農林水産業の排出量と従業員数の推移と比較すると、・・・



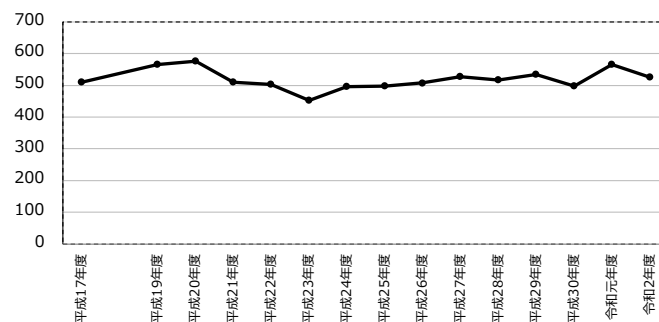
図▲ ●●市町村における産業部門の排出量の推移（グラフ例）

表▲ ●●市町村における産業部門の排出量の推移

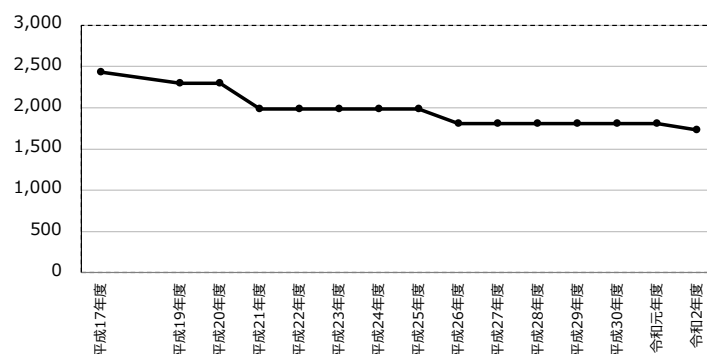
	2005年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
製造業	165	172	167	146	129	123	141	139	127	132	136	143	127	137	113
建設業・鉱業	8	7	6	4	4	6	7	6	6	6	6	6	5	5	5
農林水産業	35	30	26	26	24	22	22	20	19	20	21	19	18	18	23
産業部門計	209	210	199	177	157	151	170	164	152	158	163	168	150	160	140



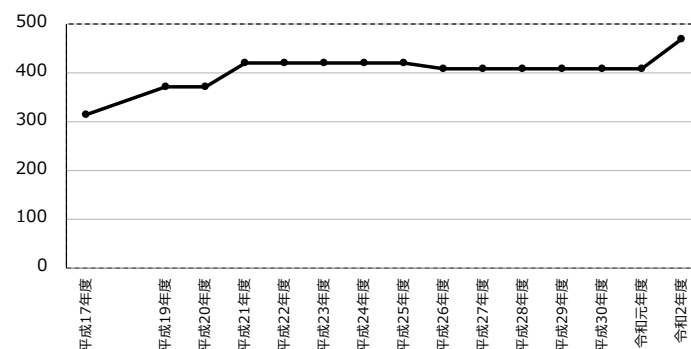
図▲ ●●市における産業部門の排出量の構成（左：△年度、右：基準年度）（グラフ例）



図▲ ●●市町村における製造品出荷額の推移



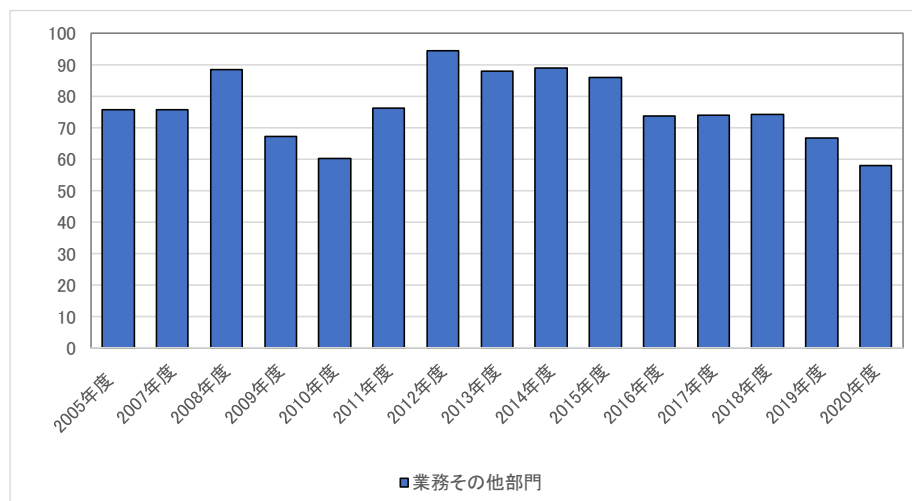
図▲ ●●市町村における従業員数（建設・鉱業）の推移



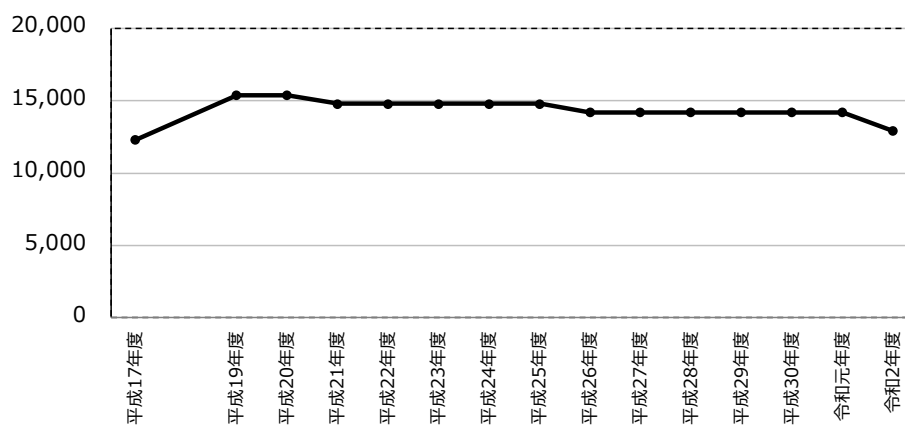
図▲ ●●市町村における従業員数（農林水産業）の推移

②業務その他部門

- ・▲年度の業務その他部門は、基準年度（2013 年度）に比べて▲%減少しています。
- ・業務その他部門の排出量と従業員数の推移と比較すると、業務その他部門の排出量は基準年度（2013 年度）に比べて▲%増加・減少した一方で、従業員数は基準年度（2013 年度）に比べて▲%増加・減少していました。



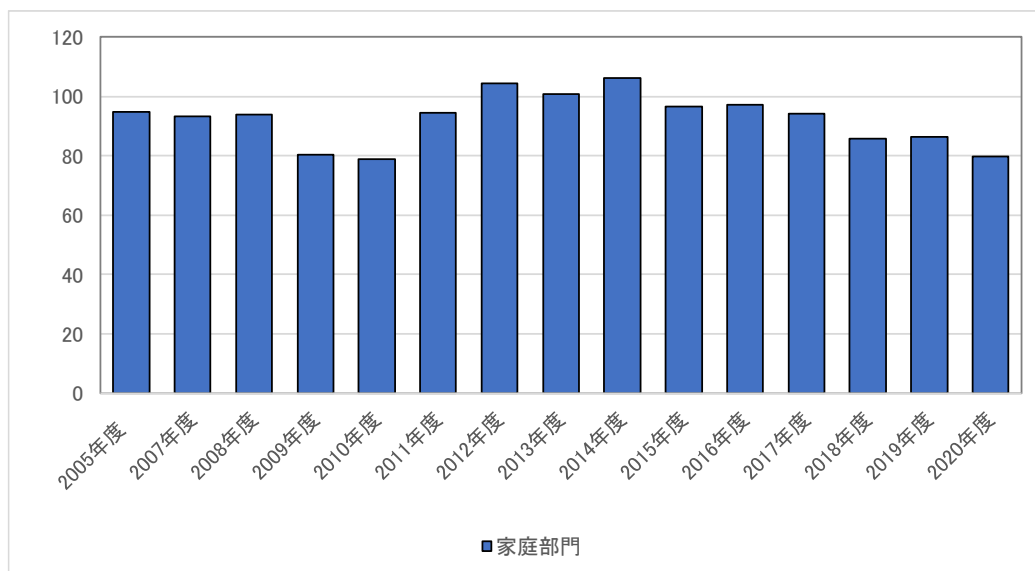
図▲ ●●市町村における業務その他部門の排出量の推移（グラフ例）



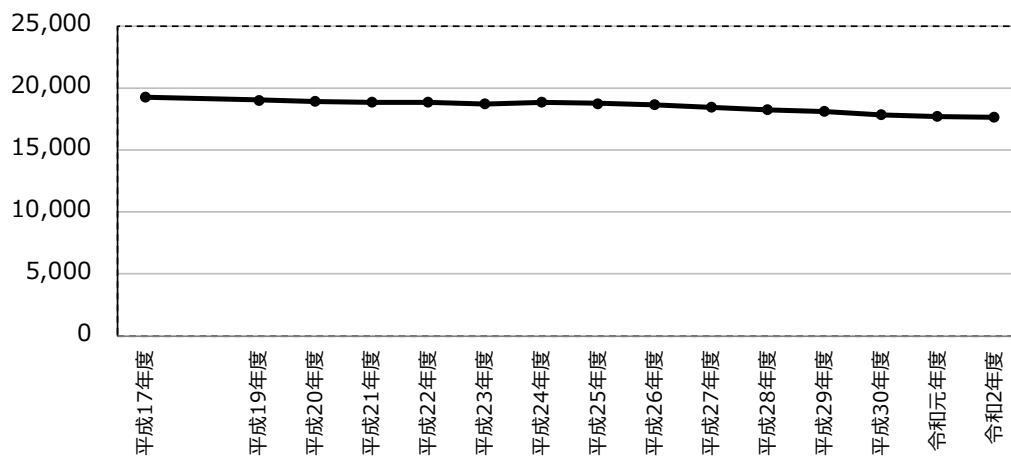
図▲ ●●市町村における従業員数（業務その他部門）の推移

③家庭部門

- ・▲年度の家庭部門は、基準年度（2013年度）に比べて▲%減少しています。
- ・家庭部門の排出量と世帯数の推移と比較すると、家庭部門の排出量は基準年度（2013年度）に比べて▲%増加・減少した一方で、世帯数は基準年度（2013年度）に比べて▲%増加・減少していました。



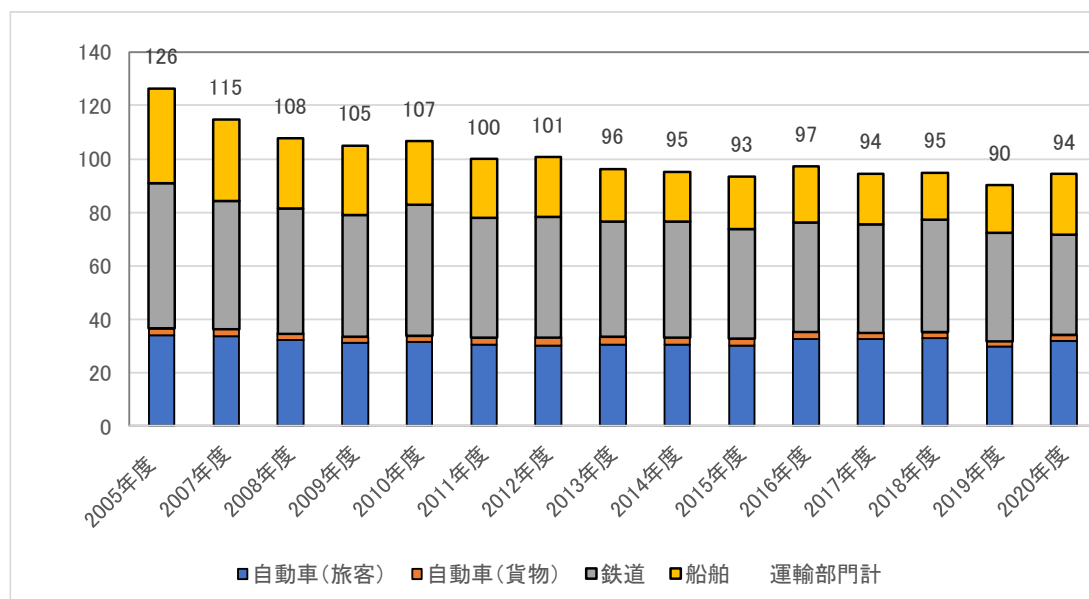
図▲ ●●市町村における家庭部門の排出量の推移（グラフ例）



図▲ ●●市町村における世帯数の推移

④運輸部門

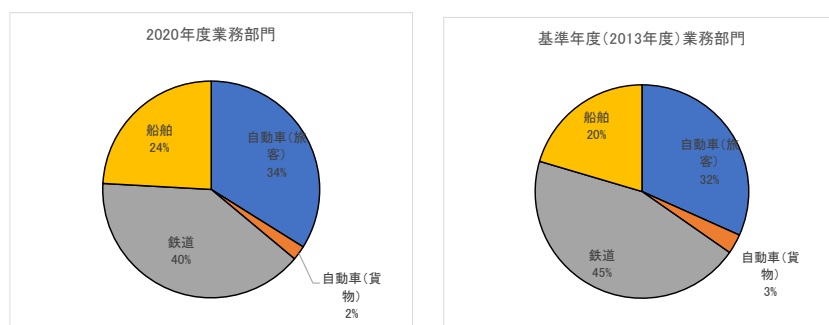
- ・運輸部門の二酸化炭素は、自動車（旅客）、自動車（貨物）、鉄道、船舶からのものとなっています。
- ・▲年度の運輸部門は、基準年度（2013 年度）に比べて▲%減少しています。
- ・運輸部門のうち、自動車（旅客）は基準年度（2013 年度）に比べて▲%減少、自動車（貨物）は基準年度（2013 年度）に比べて▲%減少、鉄道は基準年度（2013 年度）に比べて▲%減少、船舶は基準年度（2013 年度）に比べて▲%減少しています。
- ・いずれの年度も自動車（旅客）が占める割合が最も多く、▲年度では自動車（旅客）の占める割合が●%であり、基準年度（2013 年度）と比較して、運輸部門の構成割合は大きく変化していない、自動車（旅客）の占める割合が増加、減少しました。
- ・自動車（旅客、貨物）の排出量と自動車保有台数（旅客、貨物）の推移と比較すると、自動車（旅客）の排出量は基準年度（2013 年度）に比べて▲%増加・減少した一方で、自動車保有台数（旅客）は基準年度（2013 年度）に比べて▲%増加・減少していました。
- ・鉄道の排出量と鉄道利用者数の推移と比較すると、・・・
- ・船舶の排出量と入港船舶総トン数の推移と比較すると、・・・



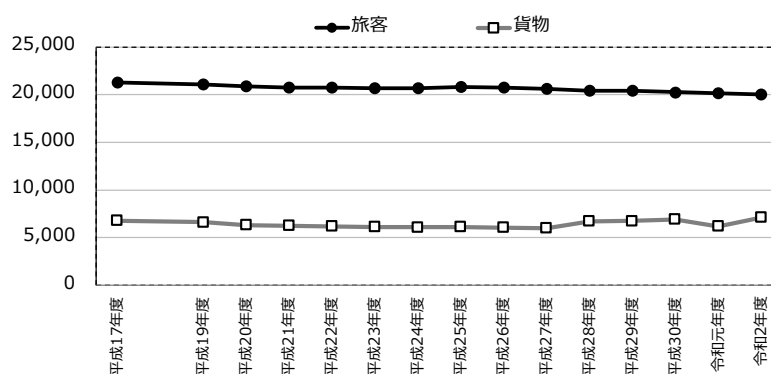
図▲ ●●市町村における運輸部門の排出量の推移（グラフ例）

表▲ ●●市町村における運輸部門の排出量の推移

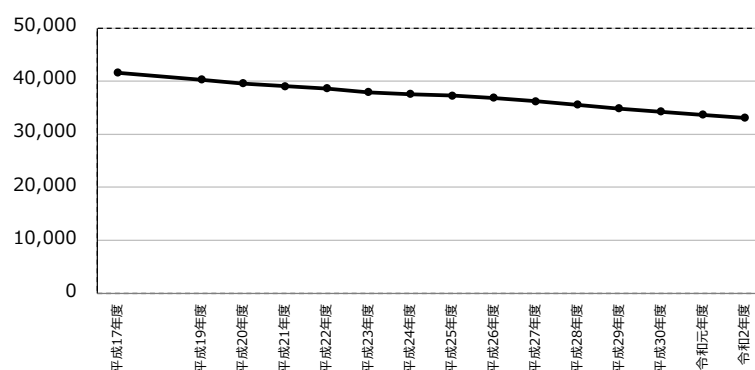
野		平成17年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)
運輸部門		136	127	122	120	124	118	118	115	113	109	111	110	110	105	100
	自動車	79	76	73	72	72	70	70	69	67	66	67	67	66	62	60
	旅客	45	43	41	41	41	40	40	38	36	35	35	34	33	32	28
	貨物	34	34	32	31	31	30	30	31	30	30	33	33	33	30	32
	鉄道	2	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
	船舶	54	48	47	46	49	45	45	43	43	41	41	40	42	41	38



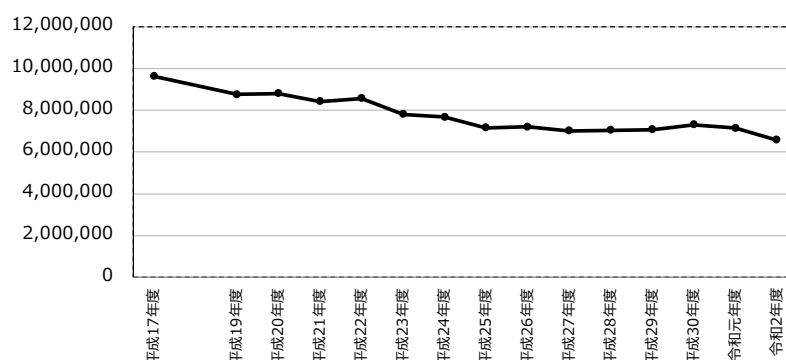
図▲ ●●市町村における運輸部門の排出量の構成（左：△年度、右：基準年度）



図▲ ●●市町村における自動車保有台数（旅客、貨物）の推移



図▲ ●●市町村における鉄道利用者数の推移



図▲ ●●市町村における入港船舶総トン数の推移

⑤廃棄物分野

- ・ ▲年度の廃棄物分野は、基準年度（2013 年度）に比べて▲%減少しています。
- ・ 廃棄物分野の排出量と一般廃棄物処理量の推移と比較すると、廃棄物分野の排出量は基準年度（2013 年度）に比べて▲%増加・減少した一方で、一般廃棄物処理量は基準年度（2013 年度）に比べて▲%増加・減少していました。

図▲ ●●市町村における廃棄物分野の排出量の推移（グラフ例）

図▲ ●●市町村における一般廃棄物処理量の推移

第5章 温室効果ガス排出削減目標

1. 2030 年度の目標（中期目標）

- 市町村の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は、国の地球温暖化対策計画や
- 県の環境基本計画等を踏まえて下表のとおり設定します。

表▲ ●●市町村における総量削減目標
(基準年度を 2013 年度、目標年度を 2030 年度としたケース)

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：千 t- CO ₂)		2013 年度 (基準年度)	2030 年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)
合計				
産業部門	産業部門	100	65	35%
	製造業			35%
	建設業・鉱業			35%
	農林水産業			35%
業務その他部門				57%
家庭部門				47%
運輸部門	運輸部門			27%
	自動車			27%
	旅客			27%
	貨物			27%
	鉄道			27%
	船舶			27%
廃棄物分野（一般廃棄物）				12%
吸収源				

2. 2050 年度の目標（長期目標）

- 市町村の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は、国の地球温暖化対策計画や
- 県の環境基本計画等を踏まえて、カーボンニュートラル（排出量実質ゼロ）とします。

3. 再エネ導入目標

●●市町村の令和●年度における区域の再生可能エネルギーによる発電電力量は●MWh であり、対消費電力FIT 導入比（区域の電力消費量（MWh）に対する、区域の再生可能エネルギー設備による発電電力量（MWh）の割合）は●%でした。

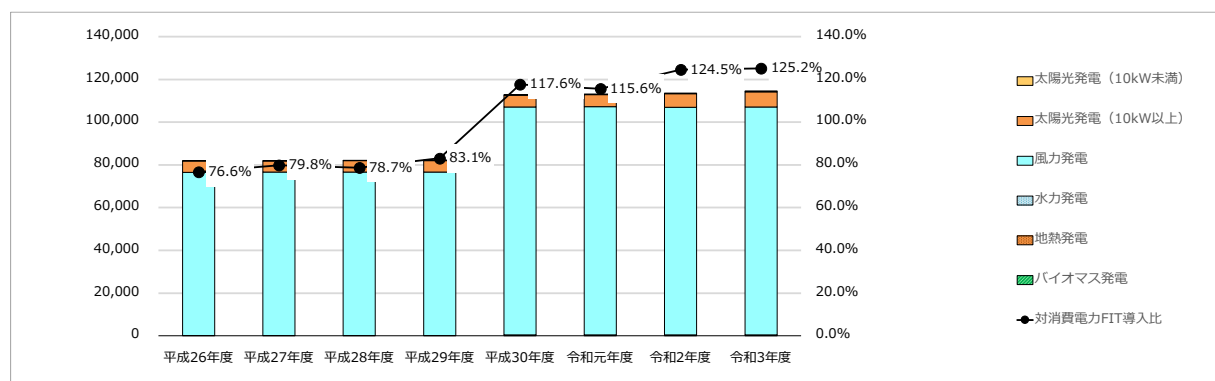
今後は、さらなる再生可能エネルギーの導入を目指し、目標として●●を目指します。

表 ●●市町村における区域の再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化

表.再生可能エネルギーの導入状況	区域の再生可能エネルギーによる発電電力量※2							
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
太陽光発電（10kW未満）	151 MWh	259 MWh	284 MWh	351 MWh	386 MWh	420 MWh	448 MWh	460 MWh
太陽光発電（10kW以上）	6,924 MWh	6,924 MWh	6,956 MWh	7,087 MWh	7,219 MWh	7,429 MWh	8,346 MWh	9,404 MWh
風力発電	165,886 MWh	165,982 MWh	166,088 MWh	166,132 MWh	231,541 MWh	231,751 MWh	231,295 MWh	231,503 MWh
水力発電	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh
地熱発電	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh
バイオマス発電 ※1	1,402 MWh	1,402 MWh	1,402 MWh	1,402 MWh	3,490 MWh	3,490 MWh	3,490 MWh	3,490 MWh
再生可能エネルギー合計	174,363 MWh	174,567 MWh	174,730 MWh	174,971 MWh	242,635 MWh	243,090 MWh	243,578 MWh	244,857 MWh
区域の電気使用量	227,565 MWh	218,645 MWh	221,978 MWh	210,629 MWh	206,236 MWh	210,245 MWh	195,637 MWh	195,637 MWh
対消費電力FIT導入比	76.6%	79.8%	78.7%	83.1%	117.6%	115.6%	124.5%	125.2%

出典：環境省「【データ】自治体排出量カルテ（2022年9月）」

<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual4.html#carte>



出典：環境省「【データ】自治体排出量カルテ（2022年9月）」

<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual4.html#carte>

図 ●●市町村における区域の再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化

【参考資料】

区域施策編策定・改定時のポイント②

第6章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

1. 区域の各部門・分野での対策とそのための施策

●●市町村では、自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための施策を推進します。

特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指します。

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

●●市町村の地域資源を最大限に活用しつつ、地域の事業者や金融機関等の関係主体等とも積極的に連携し、再生可能エネルギーの導入を促進することにより、エネルギーの地産地消や地域内の経済循環の活性化、災害に強い地域づくりに取り組みます。

1) 再生可能エネルギーの導入促進

●●市町村においては、自家消費を目的とした再エネ発電設備補助等の導入支援など、太陽エネルギー利用システムの普及促進に取り組みます。

2) 再生可能エネルギーの利活用促進

●●市町村においては、▲▲など、・・・に取り組みます。

3) xx

4) xx

<取組指標>

指標項目	基準 (〇〇年度)	中間目標 (〇〇年度)	目標 (2030 年度)
太陽光発電設備設置補助件数	〇件	〇件	〇件
FIT 認定件数、導入容量（再エネ種別）	〇件 〇kW	〇件 〇kW	〇件 〇kW
使用電力の再生可能エネルギー比率	〇%	〇%	〇%
xx			

（２）区域の事業者・住民の活動促進

●●市町村では xx や xx を通じて、区域の事業者・住民の活動促進に取り組みます。とりわけ住民の健康増進にも繋がるよう、●等の取組を重点的に実施します。

１）省エネルギー行動の推進

●●市町村全体の温室効果ガス排出量を削減するためには、たとえ小さな取組であっても、できるだけ多くの人々が、継続して無理のない範囲で省エネルギー行動に取り組む必要があります。

このため市町村が率先して省エネルギーに配慮した行動を行うとともに、△△や■等による情報提供等を通じて、省エネルギー行動を推進します。

２）環境配慮型建築物の普及促進

●●市町村においては、▲▲など、・・・に取り組みます。

３）xx

４）xx

<取組指標>

指標項目	基準 (〇〇年度)	中間目標 (〇〇年度)	目標 (2030 年度)
普及啓発イベントの実施・参加者数	回 人	回 人	回 人
長期優良住宅の増減数（累計）	件	件	件
防犯灯の LED 化率	%	%	%
xx			

（３）地域環境の整備

温室効果ガス排出量を抑制するためだけでなく、今後予想される人口減少や高齢化社会等に対応するため、●●市町村では、それぞれの地域の課題に応じた環境負荷の小さな都市づくりを積極的に進めます。

１）環境負荷の低い交通・運輸への転換促進

自動車利用から、温室効果ガス排出がより少ない公共交通機関や自転車への移行を促進するため、公共交通機関に関する情報の提供や自転車道の維持管理など、利用しやすい環境づくりを進めます。

２）自家用車使用に伴う環境負荷低減

●●市町村においては、▲▲など、・・・に取り組みます。

３）xx

４）xx

<取組指標>

指標項目	基準 (〇〇年度)	中間目標 (〇〇年度)	目標 (2030 年度)
公共交通機関利用者数	人	人	人
EV 補助件数	件	件	件
森林整備面積	ha	ha	ha
xx			

（４）循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、循環型社会を形成することで天然資源やエネルギー消費の抑制を図ります。

①家庭ごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化と資源化を進めることは、ごみの焼却量を減らし、温室効果ガス排出量削減にも効果的です。■等取組により、一層の減量化と資源化を推進します。

②事業系ごみの減量化・資源化の推進

●市町村においては、▲など、・・・に取り組めます。

③xx

④xx

<取組指標>

指標項目	基準 (〇〇年度)	中間目標 (〇〇年度)	目標 (2030 年度)
ごみの総排出量	t	t	t
ごみの資源化量	t	t	t
資源ごみの割合	%	%	%
Xx			

【参考資料】

区域施策編策定・改定時のポイント③

第7章 地域脱炭素化促進事業に関する内容

1. 促進区域の設定に関する●●県基準
2. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項
 - (1) 地域脱炭素化促進事業の目標
 - (2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
 - (3) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
 - (4) 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
 - (5) 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組
 - 1) 地域の環境保全のための取組
 - 2) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

第8章 区域施策編の実施及び進捗管理

区域施策編の実施及び進捗管理は以下のとおり実施します。

1. 実施

「第2章2」で定めた推進体制に基づき、庁内関係部局や庁外ステークホルダーとの適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

2. 進捗管理・評価

毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。また、各主体の対策に関する進捗状況、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施します。さらに、それらの結果を踏まえて、毎年1回、区域施策編に基づく施策の実施の状況を公表します。

3. 見直し

毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直すこととします。